

平成 29 年 3 月 21 日  
一般社団法人全国地方銀行協会  
会長 中西 勝則

### 預金保険料率の変更について

本日開催された預金保険機構の運営委員会において、預金保険料率の変更が議決されました。金融庁長官と財務大臣の認可を経て、平成 29 年度に適用される預金保険の実効料率は、0.037%へ変更されることとなります。

今回の変更は、平成 27 年 3 月の運営委員会で確認された「平成 33 年度末に責任準備金が 5 兆円程度になるように積み立てを行っていく」、「料率についてはこの目標を確実に達成できる水準に定める」との「共通理解」を踏まえたものであり、料率引下げ後も預金保険制度に対する信頼は維持されるものと考えております。

私ども地方銀行は、このたびの預金保険料の引下げを有効に活用し、顧客サービスの向上や、事業展開の段階を迎えた「地方創生」への取組みの一層の強化につなげてまいります。

以 上